

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号。以下「法」という。）第６条第１項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

令和５年５月１６日

廿日市市長 松 本 太 郎

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（１） 名称

ゆめタウン廿日市

（２） 所在地

廿日市市下平良二丁目１３１７－５ほか

２ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）別紙１のとおり

（変更後）別紙２のとおり

３ 変更の日

別紙１及び別紙２における「変更理由」欄に記載のとおり

４ 変更する理由

別紙１及び別紙２における「変更理由」欄に記載のとおり

５ 届出年月日

令和５年５月１２日

６ 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

（１） 縦覧場所

廿日市市産業部産業振興課（廿日市市下平良一丁目１１番１号）

（２） 縦覧期間

令和５年５月１６日から令和５年９月１６日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。

（３） 縦覧のできる時間帯

午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

７ 意見書の提出

法第８条第２項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

（１） 提出期限

令和５年９月１６日

（２） 提出先

廿日市市産業部産業振興課